

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 13 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の公布による。

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例

立川市消防団員の任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例（昭和38年立川市条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(欠格事項) 第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合には、その身分を失う。 (1)～(3) ……略…… <u>(4) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p>	<p>(欠格事項) 第4条 消防団員が次の各号の一に該当する場合には、その身分を失う。 (1)～(3) ……略…… <u>(4) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。</u> <u>(5) 禁錮以上の刑に処せられたとき。</u></p>

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。